

(「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂災害特別警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第261号

指定居宅サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者から同法第75条第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和6年6月7日

富山県知事 新 田 八 朗

事業者の名称		合同会社 NCS
サービスの種類		訪問介護
事業所	名称	富山民間救急サービス
	所在地	射水市太閤山八丁目54番地
	介護保険事業所番号	1671100855
廃止の届出を受理した年月日		令和6年4月25日

事業者の名称		有限会社宮下工業所
サービスの種類		訪問介護
事業所	名称	在宅介護サービスセンターすずらん
	所在地	氷見市十二町 389番地の1
	介護保険事業所番号	1670500212
廃止の届出を受理した年月日		令和6年5月10日

富山県告示第262号

保安林の指定について

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年6月7日

富山県知事 新 田 八 朗

1 保安林の所在場所

富山県滑川市荒俣138の1、141の1

2 指定の目的

飛砂の防備

3 指定施業要件

立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び滑川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第263号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の2の規定により告示する。

令和6年6月7日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

富山県舟橋北町4番19号

令和6年10月1日(火) 午前9時から午後5時まで	警報設備	富山市婦中町島本郷1番地5 富山県トラック会館
令和6年10月2日(水) 午前9時から午後5時まで	警報設備	富山市婦中町島本郷1番地5 富山県トラック会館
令和6年10月29日(火) 午前9時から午後5時まで	警報設備	富山市婦中町島本郷1番地5 富山県トラック会館
令和6年10月30日(水) 午前9時から午後5時まで	警報設備	富山市婦中町島本郷1番地5 富山県トラック会館
令和6年10月8日(火) 午前9時から午後5時まで	避難設備・消火器	富山市婦中町島本郷1番地5 富山県トラック会館
令和6年10月9日(水) 午前9時から午後5時まで	避難設備・消火器	富山市婦中町島本郷1番地5 富山県トラック会館
令和6年10月10日(木) 午前9時から午後5時まで	避難設備・消火器	富山市婦中町島本郷1番地5 富山県トラック会館
令和6年10月23日(水) 午前9時から午後5時まで	消火設備	富山市婦中町島本郷1番地5 富山県トラック会館
令和6年10月24日(木) 午前9時から午後5時まで	消火設備	富山市婦中町島本郷1番地5 富山県トラック会館

4 受講手続

受講申請書を令和6年8月20日(火)から同年8月30日(金)までの間に、一般財団法人富山県消防設備保守協会(富山市花園町四丁目5番20号)へ提出すること。

※なお、講習の受講申請については、一部、県の電子申請サービスを用いた申請が可能(電子申請受付期間 令和6年7月22日(月)から同年7月26日(金)までの間)。内容は7月上旬までに県HPに掲載する。

5 その他詳細については、一般財団法人富山県消防設備保守協会(電話076-422-1135)又は富山県危機管理局消防課(電話076-444-4589)に問い合わせること。

県営土地改良事業の工事の完了

このことについて、次のとおり工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項の規定により公告する。

令和6年6月7日

富山県知事 新 田 八 朗

地 区	事 業 名	工事完了年月日
-----	-------	---------

種田地区	土地改良総合整備事業（経営体育成型）	令和6年3月28日
野積一期	農村地域防災減災事業（用排水施設整備）	令和4年11月28日

土地改良事業の工事の完了

このことについて、次のとおり届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第2項の規定により公告する。

令和6年6月7日

富山県知事 新 田 八 朗

届出者	事業主体	地区	事業名	工事完了年月日
砺波市土地改良区	同 左	庄下東部 2期	団体営基盤整備促進事業 （水利施設整備事業）	令和6年3月6日
南砺市土地改良区	同 左	大鋸屋	団体営基盤整備促進事業 （農道整備事業）	令和6年3月25日

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和6年4月に富山県監査委員監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年6月7日

富山県監査委員 山 崎 宗 良

富山県監査委員 亀 山 彰

富山県監査委員 田 中 篤 人

富山県監査委員 高 橋 正 樹

1 監査対象箇所		監 査 年 月 日
労働委員会	労働委員会事務局	令和6年4月26日
公安委員会	入善警察署	令和6年4月22日

2 監査対象年度
令和4年度及び令和5年度

3 監査結果

財務に関連する事務事業の執行等が適正かつ効率的に行われているか等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、おおむね適正に行われていると認められた。

